

【雇用保険の失業等給付（基本手当）の詳細】（令和6年3月1日

時点）

■受給要件

雇用保険の被保険者が離職し、次の①及び②のいずれの要件を満たしている方

- ① 就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない失業の状態にあること。

病気、出産、育児等ですぐに働くことができない方は、受給期間の延長申請を行うことで、受給期間を延長することができます。

⇒「病気などですぐに働けない場合の受給期間延長」をご確認ください。

- ② 原則として、離職の日以前2年間に、12か月以上被保険者期間（※1）があること。
倒産・解雇等による離職（特定受給資格者に該当します）の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったこと、その他やむを得ない理由による離職（特定理由離職者に該当します）は、離職の日以前1年間に、6か月以上被保険者期間があること。

※1 被保険者期間

雇用保険に加入していた期間のうち、離職日から遡った1か月ごとに区切っていった期間に賃金の支払いの基礎になった日数が11日以上ある月、または賃金の支払いの基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1か月と計算します。

被保険者期間は、直近で離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間について基本手当を受給していない場合は、その期間も通算することができます。なお、通算には一定の条件がありますのでハローワークへお問い合わせください。

■基本手当の支給を受けられる日数（所定給付日数）

被保険者であった期間及び離職理由によって以下のとおりとなります。

- ①定年・自己都合退職、懲戒解雇、契約期間満了の方

算定基礎期間 離職時の年齢	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

- ②障害者等の就職困難者の方

算定基礎期間 離職時の年齢	1年未満（※2）	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

※2 「1年未満」は、特定受給資格者・特定理由離職者のみ適用となります。

③特定受給資格者（※3）・一部の特定理由離職者（※4）

算定基礎期間 離職時の年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日		240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

※3 特定受給資格者

倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方です。

※4 特定理由離職者

特定受給資格者以外の方で、有期雇用で契約更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職された方です。

■基本手当の額

1日あたり受給できる基本手当の額（基本手当日額）は、離職前6か月間に支払われた賃金（賞与除く）の合計額を180で割った額のおよそ45%～80%となり、年齢等により上限額が定められています。

$$\text{基本手当日額} = \frac{\text{離職前6か月間に支払われた賃金（賞与は除く）}}{180日} \times (45\% \sim 80\%)$$

■受給の開始と期間

離職理由	解雇、定年等により離職	自己都合等により離職
支給開始時期	離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日（待期）が経過した後	離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日（待期）+2カ月又または3カ月（給付制限）が経過した後
受給期間	離職日の翌日から1年間 1年間に所定給付日数を限度として、受給することができます。 受給期間を超えてしまうと、給付日数が残っていても受給できません。	

■病気などですぐに働けない場合の受給期間延長

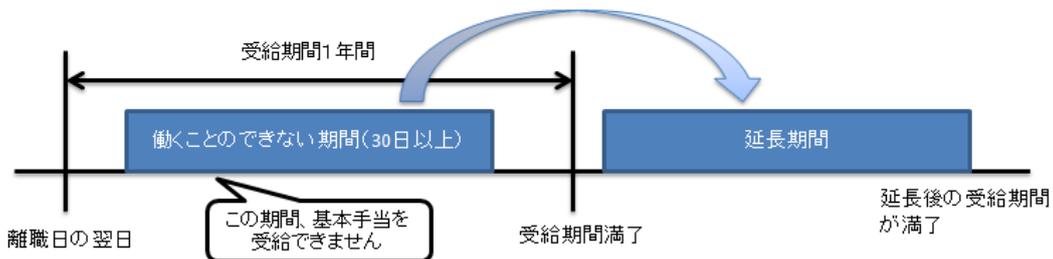
離職日から1年間の受給ができる期間内に、以下のような事情で働けない人は受給期間の延長をすることができます。

- ① 病気、けが、親族の介護、妊娠、出産、育児、子の看護及び一定のボランティア等の理由により引き続き30日以上就職できない日がある。

(受給期間延長の手続)

離職後において、原則として上記状態が30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日以降、早期にハローワークに申請します。必要書類については、ハローワークにご確認ください。

就職できない日数(最大で3年間)を受給期間(1年)に加えることができます。



- ② 60歳以上の定年退職した方で、一定期間就職しないことを希望する場合

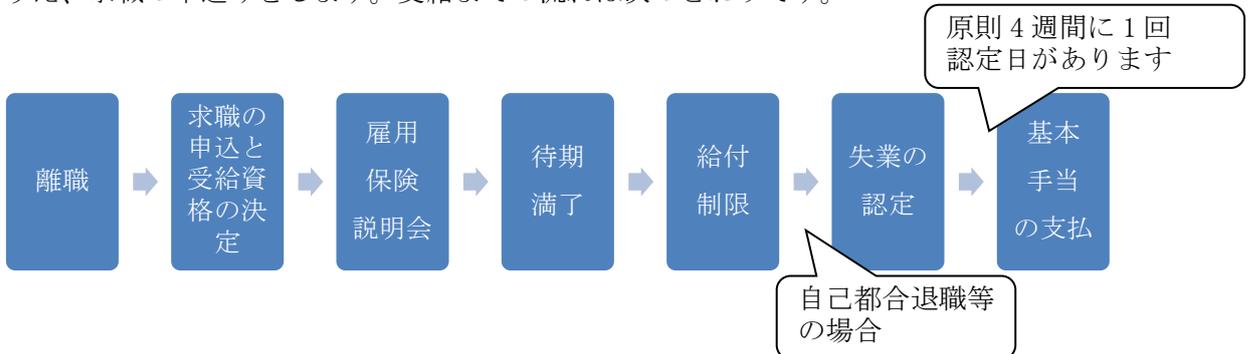
(受給期間延長の手続)

離職日の翌日から2か月以内にハローワークに申請します。必要書類については、ハローワークに確認してください。

就職しない日数(最大で1年間)を受給期間(1年)に加えることができます。

■受給の流れ

退職後、お住まいの住所地を管轄するハローワークに必要書類(離職票など)を持参のうえ、求職の申込みをします。受給までの流れは次のとおりです。



【雇用保険の失業等給付（高年齢求職者給付金）の詳細】

■受給要件

高年齢被保険者が離職し、次の①及び②のいずれの要件を満たしている方

- ① 就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない失業の状態にあること。
- ② 原則として、離職の日以前1年間に、6か月以上被保険者期間があること。

■高年齢求職者給付金の額

一時金で一括支給されます。

算定期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

■基本手当の額

1日あたり受給できる基本手当の額（基本手当日額）は、離職前6か月間に支払われた賃金（賞与除く）の合計額を180で割った額のおよそ45%～80%となり、年齢等により上限額が定められています。

$$\text{基本手当日額} = \frac{\text{離職前6か月間に支払われた賃金（賞与は除く）}}{180\text{日}} \times (45\% \sim 80\%)$$

<受給の開始と期間>

・支給開始時期（待期期間・給付制限期間）と受給できる期間

離職理由	解雇、定年等により離職	自己都合等により離職
支給開始時期	離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日（待期）が経過した後	離職票を提出し、求職の申込みをしてから7日間の失業している日（待期）+2カ月又または3カ月月（給付制限）が経過した後
受給できる期間	離職日の翌日から1年間 求職申込みの手続きが遅れた場合、所定給付日数分の支給を受けることができなくなる場合がありますので、速やかに求職申込みの手続きをしてください。	

■よくある質問（Q&A）

Q1：65歳を過ぎていますが、基本手当を受け取れますか？

A1：65歳以上で退職した場合は、基本手当は受け取れず、一定の要件を満たした方に高年齢求職者給付金という一時金が支給されます。

Q2：正社員ではなくパートタイマーで就職して退職した場合も、基本手当は受給できますか？

A2：就職後の雇用形態は、基本手当の受給要件ではありません。受給要件を満たせば基本手当が受給されます。

Q3：健康保険の傷病手当金を受給していますが、失業給付も同時に受給することができますか？

A3：傷病手当金は、働くことができないと医師が証明した場合に受給をすることができます。失業給付の受給要件の一つである「いつでも就職できる能力」とは、健康状態も含まれますので、失業給付と同時に受給することはできません。

Q4：病気により休職をしていますが、休職期間満了までに職場復帰ができないため、休職期間満了により退職することになりました。働くことができるようになった場合には、特定受給者として受給できますか。

A4：休職期間満了までに復職できない場合、自然退職となるのか、解雇となるのかについては、お勤め先の就業規則の定めによります。就業規則をご確認いただき、退職の定め「休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しないとき」等の定めがある場合には、自然退職となり、特定受給者とはなりません。

Q5：体調が悪くハローワークへ行くことができません。受給期間延長の手続きは自分でやらなければならないのですか？

A5：ご本人が手続できない場合は、代理人の方が行うか、郵送でも手続できます。詳しくは、ハローワークへ御確認ください。

参考：ハローワークホームページ

「離職された皆様へ」（厚生労働省・東京労働局職業安定部・ハローワーク発行）